

研修開始届は、必ず指導医の許可を得てから申請してください

【前提/原則】

①研修開始日は届け出の提出から30日以内とする

(根拠) 専門医制度規定 2.周産期専門医制度規則施行細則 第6章(p10)による

第6章 事務手続

(研修届)

第28条 研修を希望する者は所定の研修開始届を研修開始後30日以内に理事長に提出する。

2. 専門医認定委員会は研修開始届を審査し、受理した者について、研修を許可する。
3. 研修を休止する時及び再開する時はそれぞれ所定の届けをすみやかに提出する。
4. 認定施設、指導医を変更する時はそれぞれ所定の届けをすみやかに提出する。

②研修開始日時点で当学会の会員である必要がある

(根拠) 専門医制度規定 2.周産期専門医制度規則施行細則 第2章(p6)の

(3)の項目について入会日より前に遡ると準拠できないため

第2章 周産期専門医

(周産期専門医認定資格)

第8条 周産期専門医の認定を希望する者は、以下の基準をすべて満たしていることが必要である。

- (1) 日本国の医師免許(医籍)を有すること。
- (2) 基本学会である日本産科婦人科学会、日本小児科学会のいずれかの専門医であること。
- (3) 周産期専門医資格認定試験を受験する時点で3年以上継続して日本周産期・新生児医学会会員であり、会費を完納していること。
- (4) 第2項の基本学会専門医資格を取得後、認定施設における3年間の研修を終了し、規則付則に定める臨床経験を持っていること。

【研修開始日の遡りに関する特例】

③上記記載の①を超越して遡ることができる特例がある

※ただし②については必須であり、遡る時点で会員登録がされている必要がある

(根拠) 専門医制度規定 3.周産期専門医制度規則付則 第2章、第7条(p28)より

(研修開始申請資格の特例)

第7条 基本学会の専門医資格取得に必要な研修期間を充たし、基本学会の専門医受験資格が出来た段階で、研修開始届を提出することができる。尚、基本学会の専門医資格を取得後、すみやかに認定証の複写を提出すること。

2. 研修開始日より1年以内に基本学会の専門医資格を取得できない場合は、第1項の研修開始届は無効とする。
3. 国内外で取得した資格及び臨床研修歴は審査の上、研修期間及び臨床経験の一部とみなすことができる。尚、国内留学・大学院での臨床研修歴についても同様とする。

上記に基づき、研修開始のお手続きが完了した時点で、事務局より最大の遡り日について研修開始届の日付と異なる場合にはご連絡を差し上げています。

※それ以上の遡りはできません

研修開始日の遡りについて

下記、遡りの可否についていくつか例を挙げますのでご参照ください。

- 【例1】 1)2023年度に基本学会の専門医を受験予定/受験済
2)日本周産期・新生児医学会の入会日が2023年4月1日以前である
3)研修開始届を2023年5月1日～2024年5月31日までに提出
→**2023年4月1日を開始日として研修開始できる**
※③の特例によるもの。②の入会日はクリアしている
※3)の研修開始届の提出期限については若干の猶予がある
- 【例2】 1)2023年度に基本学会の専門医を受験予定/受験済
2)日本周産期・新生児医学会の入会日が2023年5月1日以降である
3)学会入会后、2024年5月31日までに研修開始届を提出
→**入会日を開始日として研修開始できる**
※③の特例によるもの。②の入会日の確定が必要
※3)の研修開始届の提出期限については若干の猶予がある
- 【例3】 1)2022年度に基本学会の専門医を受験し、合格済
2)日本周産期・新生児医学会の入会日が2022年4月1日以前である
3)研修開始届を2023年5月31日までに提出
→**2022年4月1日を開始日として研修開始できる**
※③の特例を適応できる
※3)の研修開始届の提出期限については若干の猶予がある
- 【例4】 1)2022年度に基本学会の専門医を受験し、合格済
2)日本周産期・新生児医学会の入会日が2022年4月25日～2023年3月25日である
3)研修開始届を2023年5月31日までに提出
→**入会日を開始日として研修開始できる**
※②の原則より、入会日より前の日付にはならない
※③の特例を適応できる
※3)の研修開始届の提出期限については若干の猶予がある
- 【例5】 1)2022年度に基本学会の専門医を受験し、合格済
2)日本周産期・新生児医学会の入会済
3)研修開始届を2023年6月1日以降に提出
→**研修開始日は研修開始届の受理から30日までの遡りが可能**
※②の原則より、入会日より前の日付にはならない
※③の特例を適応できない(研修開始届の提出が遅すぎる)
※①の原則が適用される

研修開始日の遡りについて

【例6】 1)2021年度以前にすでに基本学会の専門医を受験し、取得済み

2)日本周産期・新生児医学会へ入会済

3)研修開始届を2023年4月以降に提出

→**研修開始日は研修開始届の受理から30日までの遡りが可能**

※③の特例を適応できない(基本学会の取得日が過去のため)

※①の原則が適用される。30日以内であれば、どの日を開始日としても可

※ただし、②の原則により入会日以前に遡ることは不可能

【例7】 1)2021年度以前にすでに基本学会の専門医を受験し、取得済み

2)日本周産期・新生児医学会へ未入会

3)学会入会后、研修開始届を提出

→**入会日を開始日として研修開始できる※開始届から30日以内**

※③の特例を適応できない(基本学会の取得日が過去のため)

※②の原則により入会日以前に遡ることは不可能

※①と②の原則より、研修開始日は30日以内かつ入会日以降である必要がある

その他注意事項

研修開始日を遡る場合、研修開始届は**研修開始日時点の施設情報で、**

専攻医履歴書は**研修開始届記入時点の(今所属している)施設情報でご記載ください**

研修開始届と専攻医履歴書、研修開始申請料の支払いが確認できた時点で、届出内容(研修開始日含む)の不備がある場合は、確認や訂正の連絡をいたします。再提出をお願いする場合もございますので、上記ご一読の上、ご登録ください。

専門医関連のお問い合わせはご自身の**会員番号**とご登録の**お名前**をご明記の上、
senmoni@jspm.org 宛てにご連絡ください。